

学校法人会計と企業会計のちがい

利益獲得やその分配を目的とした経済活動を行う「企業」に対し、「学校法人」は私立学校を運営し教育研究活動を行うことを目的とした公共性の高い法人です。

また、学校法人の収入のほとんどは学生生徒納付金や入学金、国・地方公共団体からの補助金などで賄われており、その使用は適正に行われなければなりません。

そのため、学校法人は企業会計とは異なる独自の会計基準(学校法人会計基準)に従ってその状況を明らかにし、教育研究活動が円滑にかつ継続的に行われているかどうかを計算書類によって示しています。

具体的には、「**資金収支計算書**」「**事業活動収支計算書**」「**貸借対照表**」の各計算書類を作成することが義務づけられており、社会にわかりやすく説明することが求められています。

	学校法人	企業
目的	教育研究活動 私立学校の適切な運営	利益の獲得・配分
決算書	計算書類 ● 資金収支計算書 ● 事業活動収支計算書 ● 貸借対照表	財務諸表 ● キャッシュ・フロー計算書 ● 損益計算書 ● 貸借対照表 など

● 資金収支計算書の目的

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入・支出の内容、並びに現金預金の収入・支出のてん末を明らかにします。

さらに、資金収支計算書を3つの活動区分(教育活動・施設整備活動・その他の活動)に分け、活動ごとの資金の流れを明らかにした「**活動区分資金収支計算書**」は、企業会計のキャッシュ・フロー計算書に相当します。

● 事業活動収支計算書の目的

当該会計年度の諸活動に対応する事業活動収入・支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにします。

収支を経常的なものと臨時的なものに、さらに経常的な収支を教育活動と教育活動外とに分けて把握することができます。

経常的	教育活動収支
	教育活動外収支
臨時的	特別収支

● 貸借対照表の目的

当該会計年度末の財政状態を明らかにします。